

【中小企業の事業再生のポイントシリーズ】

事業再生に関する平成 28 年度税制改正大綱のポイント

1. 概要

平成 28 年度税制改正大綱が公表されています。

重要事項は法人によって様々だと思いますが、今回は事業再生に影響する部分をピックアップして説明します。

2. 私財提供の特例の縮減と延長

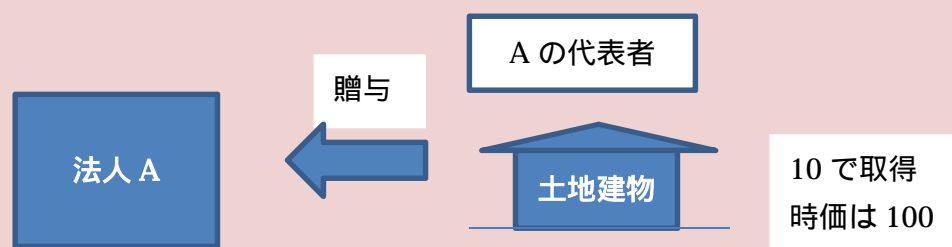
個人がその保有する現物の資産を法人に無償で贈与した場合、原則的にはその個人はその資産を有償で譲渡したものととして、譲渡益が出るなら譲渡益課税がされます。

しかし、債権処理計画に基づいた資産の贈与であることなど一定の要件も満たしている場合には、上記の譲渡益課税はされないこととなっております。

この制度が従来は平成 28 年 3 月までとなっておりますが、次の条件を加えた上で、3 年間延長されることとなります。

平成 21 年 12 月 4 日(金融円滑化法の施行の日)から平成 28 年 3 月 31 日までに条件変更をした債務の弁済に係るものであること

例) 個人が所有している法人の事務所の土地建物について、法人に贈与する。



本来であれば $100 - 10 = 90$ に対して譲渡益課税

所定の要件を満たす贈与であれば非課税

3. 企業再生税制の特例の見直しと延長

再生中の法人が金融機関等から債権放棄を受けた場合に、その法人は債務免除益を認識することになりますが、その債務免除益が大きいと法人税等が発生してしまう場合があります。

従来より、一定の要件を満たした上で、債権放棄が2以上の金融機関からである法人については、法人税の計算上で本来損金にすることができない評価損や期限切れ欠損金を損金とすることが認められています。

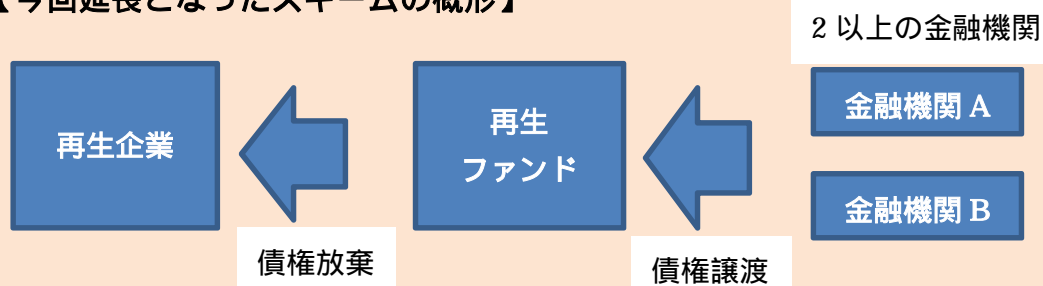
この制度について、平成25年度税制改正の際に2以上の金融機関から債権譲渡を受けた事業再生ファンドが債権放棄をする場合にも適用できることとなっておりましたが、平成28年3月で期限を迎えるにあたり、次のような見直しを加えた上で、3年間延長されることとなります。

平成21年12月4日から平成28年3月31日までに条件変更をした債務の弁済に係るものであることの追加

確定申告書の添付書類について、次の変更を行う。

- ・計画書の記載事項における再生債権の取得対価の額の除外
- ・第三者による確認書類の記載事項について再生債権の取得対価の額が適正であることを確認した旨の追加

【今回延長となったスキームの概形】



2以上の金融機関から債権放棄を受けた場合等については、従来どおり引き続き適用があります。

4．欠損金の繰越控除

平成 27 年度税制改正においても改正がありました。改めて次のスケジュールになる予定です。

事業年度 開始日	平成 27 年 4 月～	平成 28 年 4 月～	平成 29 年 4 月～	平成 30 年 4 月～
控除限度割合	100 分の 65	100 分の 60	100 分の 55	100 分の 50

また、平成 30 年 4 月 1 日以降開始する事業年度について、青色欠損金の繰越期間及び更正の請求期限等が 10 年（従来は 9 年）となります。

なお、上記の控除限度割合について、資本金 1 億円以下の中小法人については上記に係らず全額控除可能となっております。資本金が 1 億円を超える法人については外形標準課税も拡大されますので、事業再生においてはなるべく資本金は 1 億円以下とするのが望ましいでしょう。

5．第二次納税義務等の見直し

第二会社方式等により事業の大半を別の法人に移すことも考えられますが、平成 29 年 1 月 1 日以降、次の改正が適用される予定です。

法人の分割又は合併につき無効の訴えに係る請求を容認する判決が確定した場合

分割等をした法人は、分割承継法人等の法人税等についても、連帯して納付義務を負います。

事業を譲り受けた場合

第二次納税義務について、次の見直しがなされます。

改正点	従来	改正案
対象者	親族等と同族会社	親族等と特定支配関係同族会社
要件 (事業の場所)	事業の場所が譲渡人と譲受人で同一	左記要件の廃止
責任限度	譲受財産	譲受財産の価額

6．最後に

事業再生税制については、要件が限定的である部分が多くあります。また、現状ではまだ大綱の段階ですので、実際に利用する場合には各種ご確認をお願いします。

また、事業再生については税制だけを見れば良いということでもないので、総合的に判断できる会計事務所等と相談するのが良いでしょう。